

大森山動物園園内清掃業務委託仕様書

1 件 名 秋田市大森山動物園園内清掃業務委託

2 履行場所 秋田市大森山動物園（秋田市浜田字潟端154番地地内）

3 履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

4 基本事項

- (1) 受託者は、3年以上の清掃業務の実務経験を持ち清掃に関する十分な知識を有する者を受託責任者に選任し、書面をもって提出すること。
- (2) 用水、電気等、受託業務実施上の光熱水の使用については、必要最小限にとどめること。
- (3) 建物の各材質の特性や使用状況、また園内環境を十分検討し最適な清掃資材を選定し、委託者の承認を得たうえで使用すること。
- (4) 受託責任者は、業務が円滑に行われるよう定期的に点検を行い、適宜点検結果を報告すること。
- (5) 従事者は業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、清潔かつ統一した制服を着用することとし、判別しやすい名札や腕章をつけること。また、入園者への接遇等には十分注意し、入園者から動物や動物園に対する説明を求められた際は、むやみに答えることはせずに委託者に引き継ぐこと。
- (6) 従事者は、清掃用具や洗剤等の薬液を適切に管理使用し、業務を行うこと。
- (7) 清掃業務に使用する洗剤、剥離剤、樹脂ワックス等は、有害な揮発性有機化合物（VOC等）を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使用すること。
- (8) 従事者は、園内諸設備等に異常を発見した場合は、ただちに委託者に知らせること。
- (9) 従事者は、業務上知り得た機密・情報を漏らさないこと。

5 清掃期間および清掃箇所

(1) 通常開園期間

各年度毎の次の期間について、以下のアおよびイのとおり清掃を行う（ただし、他の団体等が使用する施設は除く。）。

令和3年度：令和3年4月1日から11月30日および令和4年3月19日から3月31日

令和4年度：令和4年4月1日から11月30日および令和5年3月18日から3月31日

令和5年度：令和5年4月1日から11月30日および令和6年3月16日から3月31日

ア 毎日清掃箇所

清掃箇所	清掃要領
(ア) ビジターセンター（発券所・控室を除く）、資料館、サル舎、ミルヴェ館2階（管理事務室を除く）	①床の掃き掃除およびモップを用いて拭き掃除をする。特に汚れのひどい場合は水洗いし、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。

	<p>②カーペット床は掃除機で清掃する。</p> <p>③トイレ床は掃き掃除および水洗いの上、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げる事。</p> <p>④衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。</p> <p>⑤洗面台、手洗い台を清掃すること。</p> <p>⑥トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。</p> <p>⑦汚物を搬出すること。</p> <p>⑧窓ガラス等の汚れがひどい場合はガラス用洗剤で汚れを取り仕上げる事。</p> <p>⑨サル舎エレベーター内については、空拭きのみとする。</p>
(イ) チンパンジー舎休憩室	<p>①床の掃き掃除をすること。</p> <p>②ベンチの空拭きをすること。</p> <p>③観客出入口窓を拭くこと。</p>
(ウ) 地下トイレ、ふれあい広場内トイレ	<p>①トイレ床は掃き掃除および水洗いの上、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げる事。</p> <p>②洗面台を清掃し鏡を拭くこと。</p> <p>③衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。</p> <p>④トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。</p> <p>⑤汚物を搬出すること。</p> <p>⑥扉間仕切りの清掃をすること。</p>
(エ) 観覧通路（猛獣舎展望台、猛獣舎ガラス観覧室含む）	<p>①巡回の上、園路におちているゴミ、木くず等の収集をすること。</p> <p>②園内に設置してある喫煙所のタバコの吸殻を収集すること。</p> <p>③園路に落ちている落ち葉等はハウキ等で収集すること。</p> <p>④収集したゴミは可燃物・不燃物などに分別し、所定の場所に集積すること。</p>
(オ) 手すり、ベンチ	<p>①園内階段の手すりは状況を確認の上、拭き掃除し、汚れを取る事。</p> <p>②ベンチは巡回点検の上、空拭きする。汚れがひどい時は水拭きし、汚れを取る事。</p>
(カ) 園内広場	<p>①園内の芝生広場を巡回し、ゴミ、木くず、落ち葉等の収集をすること。</p>

	②収集したゴミは可燃物・不燃物などに分別し、所定の場所に集積すること。
(キ) 休憩所、四阿他（但し、他団体施設は除く）	①掃き掃除をすること。 ②ベンチやテーブルは巡回点検し、空拭きする。汚れがひどい時は水拭きし、汚れを取ること。
(ク) 大型遊具施設（アソヴェの森）の通路	①巡回の上、通路に落ちているゴミ、木くず、落ち葉等の収集をすること。また、鳥のふんや砂の滞留がひどい場合は、適切な掃除用具を用いて除去すること。 ②収集したゴミは可燃物・不燃物などに分別し、所定の場所に集積すること。
(ケ) 大型遊具施設（アソヴェの森）の手すり、すべり台	①通路や階段の手すりおよびすべり台は状況を確認して拭き掃除し、汚れ（特に鳥のふん）を取ること。
(コ) 各獣舎の展示ガラス	①窓ガラス等の汚れがひどい場合はガラス用洗剤で汚れを取り上げること。

イ 月、水、金（週3日）清掃箇所

清掃箇所	清掃要領
(ア) ビジターセンター（発券所・控室）、ミルヴェ館1階および2階管理事務室	①床の掃き掃除およびモップを用いて拭き掃除をする。特に汚れのひどい場合は水洗いし、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。 ②トイレ床は掃き掃除および水洗いの上、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。 ③衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。 ④洗面台を清掃し鏡を拭くこと。 ⑤トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。 ⑥汚物を搬出すること。 ⑦扉間仕切りの清掃をすること。 ⑧シャワー室の清掃をすること。
(イ) 動物健康管理センター窓ガラス	①窓ガラス等の汚れがひどい場合はガラス用洗剤で汚れを取り上げること。
(ウ) 第1・第2駐車場およびロータリー（車道を除く）と周辺植栽場所	①巡回の上、必要に応じ落ちているゴミ、木くず等の収集をすること。 ②収集したゴミは可燃物・不燃物などに分別し、所定の場所に集積すること。

(2) その他の期間

各年度毎の次の期間について、以下のアおよびイの清掃箇所を清掃する（ただし、他の団体等が使用する施設は除く。）。

令和3年度：令和3年12月1日から令和4年3月18日

令和4年度：令和4年12月1日から令和5年3月17日

令和5年度：令和5年12月1日から令和6年3月15日

ア 1月4日から2月末日までの日曜日、土曜日および休日清掃箇所

清掃箇所	清掃要領
(ア) ビジターセンター（発券所・控室を除く）、資料館、サル舎、ミルヴェ館2階（管理事務室を除く）	①床の掃き掃除およびモップを用いて拭き掃除をする。特に汚れのひどい場合は水洗いし、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。 ②カーペット床は掃除機で清掃する。 ③トイレ床は掃き掃除および水洗いし、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。 ④衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。 ⑤洗面台、手洗い台を清掃すること。 ⑥トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。 ⑦汚物を搬出すること。 ⑧窓ガラス等の汚れがひどい場合はガラス用洗剤で汚れを取り仕上げること。 ⑨サル舎エレベーター内については、空拭きのみとする。
(イ) チンパンジー舎休憩室	①床の掃き掃除をすること。 ②ベンチの空拭きをすること。 ③観客出入口窓を拭くこと。
(ウ) ふれあい広場内トイレ	①トイレ床は掃き掃除および水洗いの上、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。 ②洗面台を清掃し鏡を拭くこと。 ③衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。 ④トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。 ⑤汚物を搬出すること。 ⑥扉間仕切りの清掃をすること。
(エ) 観覧通路（猛獣舎展望台、猛獣	①巡回の上、園路におちているゴミ、木くず

舎ガラス観覧室含む)	<p>等の収集をすること。</p> <p>②園内に設置してある喫煙所のタバコの吸い殻を収集すること。</p> <p>③園路に落ちている落ち葉等はホウキ等で収集すること。</p> <p>④収集したゴミは可燃物・不燃物などに分別し、所定の場所に集積すること。</p>
(オ) 手すり、ベンチ	<p>①園内階段の手すりは状況を確認の上、拭き掃除し、汚れを取る。</p> <p>②ベンチは巡回点検の上、空拭きする。汚れがひどい時は水拭きし、汚れを取る。</p>
(カ) 休憩所、四阿他（但し、他団体施設は除く）	<p>①掃き掃除をすること。</p> <p>②ベンチ、テーブルは拭き掃除とし汚れがひどいときは水拭きをすること。</p>
(キ) 各獣舎の展示ガラス	①窓ガラス等の汚れがひどい場合はガラス用洗剤で汚れを取り上げること。

イ 月、水、金曜日（週3日）清掃箇所

清掃箇所	清掃要領
(7) ビジターセンター（発券所・控室）、ミルヴェ館1階および2階管理事務室	<p>①床の掃き掃除およびモップを用いて拭き掃除をする。特に汚れのひどい場合は水洗いし、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げる。</p> <p>②トイレ床は掃き掃除および水洗いの上デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げる。</p> <p>③衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。</p> <p>④洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。</p> <p>⑤トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。</p> <p>⑥汚物を搬出すること。</p> <p>⑦扉間仕切りの清掃をすること。</p> <p>⑧シャワー室の清掃をすること。</p>

(3) 開園前清掃

各年度毎の通常開園前日および雪の動物園開園前日に以下の清掃箇所を清掃する（ただし、他の団体等が使用する施設は除く。）。

開園前清掃箇所

清掃箇所	清掃要領
(7) ビジターセンター、資料館、サ	①床の掃き掃除およびモップを用いて拭き掃

<p>ル舎、ミルヴェ館2階（管理事務室を除く）</p>	<p>除をする。特に汚れのひどい場合は水洗いし、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。</p> <p>②カーペット床は掃除機で清掃する。</p> <p>③トイレ床は掃き掃除および水洗いの上、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。</p> <p>④衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。</p> <p>⑤洗面台、手洗い台を清掃すること。</p> <p>⑥トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。</p> <p>⑦汚物を搬出すること。</p> <p>⑧窓ガラス等の汚れがひどい場合はガラス用洗剤で汚れを取り仕上げること。</p> <p>⑨サル舎エレベーター内については、水拭きはしないこと。空拭きのみとする。</p>
<p>(イ) チンパンジー舎休憩室</p>	<p>①床の掃き掃除をすること。</p> <p>②ベンチの空拭きをすること。</p> <p>③観客出入口窓を拭くこと。</p>
<p>(ウ) 地下トイレ、ふれあい広場内トイレ</p>	<p>①トイレ床は掃き掃除および水洗いの上、デッキブラシで汚れを取り除いた後、水切りし、モップで仕上げること。</p> <p>②洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。</p> <p>③衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。</p> <p>④トイレットペーパー、手洗い石けんの補充をすること。</p> <p>⑤汚物を搬出すること。</p> <p>⑥扉間仕切りの清掃をすること。</p>
<p>(エ) 観覧通路（猛獣舎展望台、猛獣舎ガラス観覧室含む）</p>	<p>①巡回の上、園路におちているゴミ、木くず等の収集をすること。</p> <p>②園内に設置してある喫煙所のタバコの吸い殻を収集すること。</p> <p>③園路に落ちている落ち葉等はホウキ等で収集すること。</p> <p>④収集したゴミは可燃物・不燃物などに分別し、所定の場所を集積すること。</p>
<p>(オ) 手すり、ベンチ</p>	<p>①園内階段の手すりは状況を確認の上、拭き掃除し、汚れを取る。</p> <p>②ベンチは巡回点検の上、空拭きする。汚れ</p>

	がひどい時は水拭きし、汚れを取ることに。
(カ) 園内広場	①園内の芝生広場を巡回の上、ゴミ、木くず、落ち葉等の収集をすること。 ②収集したゴミは可燃物・不燃物などに分別し、所定の場所に集積すること。
(キ) 休憩所、四阿他（但し、他団体施設は除く）	①掃き掃除をすること。 ②ベンチ、テーブルは拭き掃除し、汚れがひどいときは水拭きをすること。
(ク) 各獣舎の展示ガラス	①窓ガラス等の汚れがひどい場合はガラス用洗剤で汚れを取り上げること。

(4) 定期清掃（年2回）

9月および3月に以下のアおよびイの清掃を行うこと。

ア 床ワックス清掃

清掃箇所：ビジターセンター、ミルヴェ館およびサル舎

清掃内容：床面洗浄し乾燥後床維持剤（ワックス）を塗布すること。

イ 窓清掃

清掃箇所：ビジターセンター、ミルヴェ館、サル舎、資料館および動物健康管理センター

清掃内容：石けん水又はガラス用洗剤等（サッシ、窓、枠、コーキング等に有害な物を除く）で、付着している汚れを取り除き、水洗いを充分に行い乾布をもって乾燥させること。

(5) 剥離清掃

年1回、以下のア、イおよびウの剥離清掃を3月の定期清掃と合わせて行うこと。

ア 令和3年度剥離清掃

清掃箇所：ミルヴェ館1階および2階管理事務室

イ 令和4年度剥離清掃

清掃箇所：ミルヴェ館2階（管理事務室を除く）

ウ 令和5年度剥離清掃

清掃箇所：ビジターセンター

6 経費負担

(1) 委託者の負担

ア 清掃用具保管場所および清掃員休憩場所の確保

イ 業務の実施に伴う光熱水費、補充用のトイレトペーパー、手洗い石けん、ゴミ袋等

(2) 受託者の負担

ア 業務の実施に伴うワックスや剥離剤、洗剤等の消耗品類および清掃用具一式

7 作業時間

清掃業務の作業時間は午前7時から午後3時30分までとする（ただし、定期清掃および剥離清掃については開園時間中を避けることとし、別途日程を協議する。）。

8 業務計画および報告

- (1) 受託者は、契約後、速やかに業務実施に伴う人員配置計画書を作成の上、委託者に提出し、承認を得ること。また、この計画を変更する場合は、業務実施の1週間前までに変更計画書を委託者へ提出し、承認を得ること。
- (2) 人員配置計画書の作成に当たり、業務遂行を指揮監督するため、従業員から責任者および副責任者をそれぞれ1名定めること。
- (3) 受託者は、業務の履行に係る作業計画書および作業手順書を業務着手前に提出すること。
- (4) 受託者は、実施した日の作業状況を委託者指定様式の作業日誌に記載し、翌日までに委託者に提出すること。
- (5) 受託者は、各月の受託業務の状況について、翌月7日までに所定様式の業務完了報告書と合わせて、委託者に提出すること。
- (6) 受託者は、定期清掃（年2回）および剥離清掃（年1回）が完了した際には、速やかにその実施内容を作業日誌に記載し、委託者の承認を得ること。この場合、委託者からの要求があれば、速やかに作業の補正を実施すること。

9 注意事項

- (1) 業務の履行に当たり、委託者と十分な協議・連絡を行うこととし、適切な作業方法と適切な人員配置を行うこととする。また、作業日や作業内容の変更については、事前に委託者と協議をすることとする。
- (2) 作業の実施に当たっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

10 その他

- (1) 契約期間中、翌年度以降において秋田市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、委託者は当該契約を解除することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

年度別清掃日数内訳

R3	4/1～11/30、3/19～3/31 毎日清掃箇所	257 日 *	2 人 =	514 人
	月・水・金清掃箇所	109 日 *	2 人 =	218 人
	土・日・祝祭日清掃箇所	86 日 *	1 人 =	86 人
	12/1～3/18 1/8～2/27の土・日・祝清掃箇所	19 日 *	2 人 =	38 人
	月・水・金清掃箇所	47 日 *	1 人 =	47 人
	開園前清掃箇所	2 日 *	3 人 =	6 人
	定期清掃	2 日 *	5 人 =	10 人
	剥離清掃(事務室・階段・廊下)	1 日 *	5 人 =	5 人
	延べ従事者数			924 人

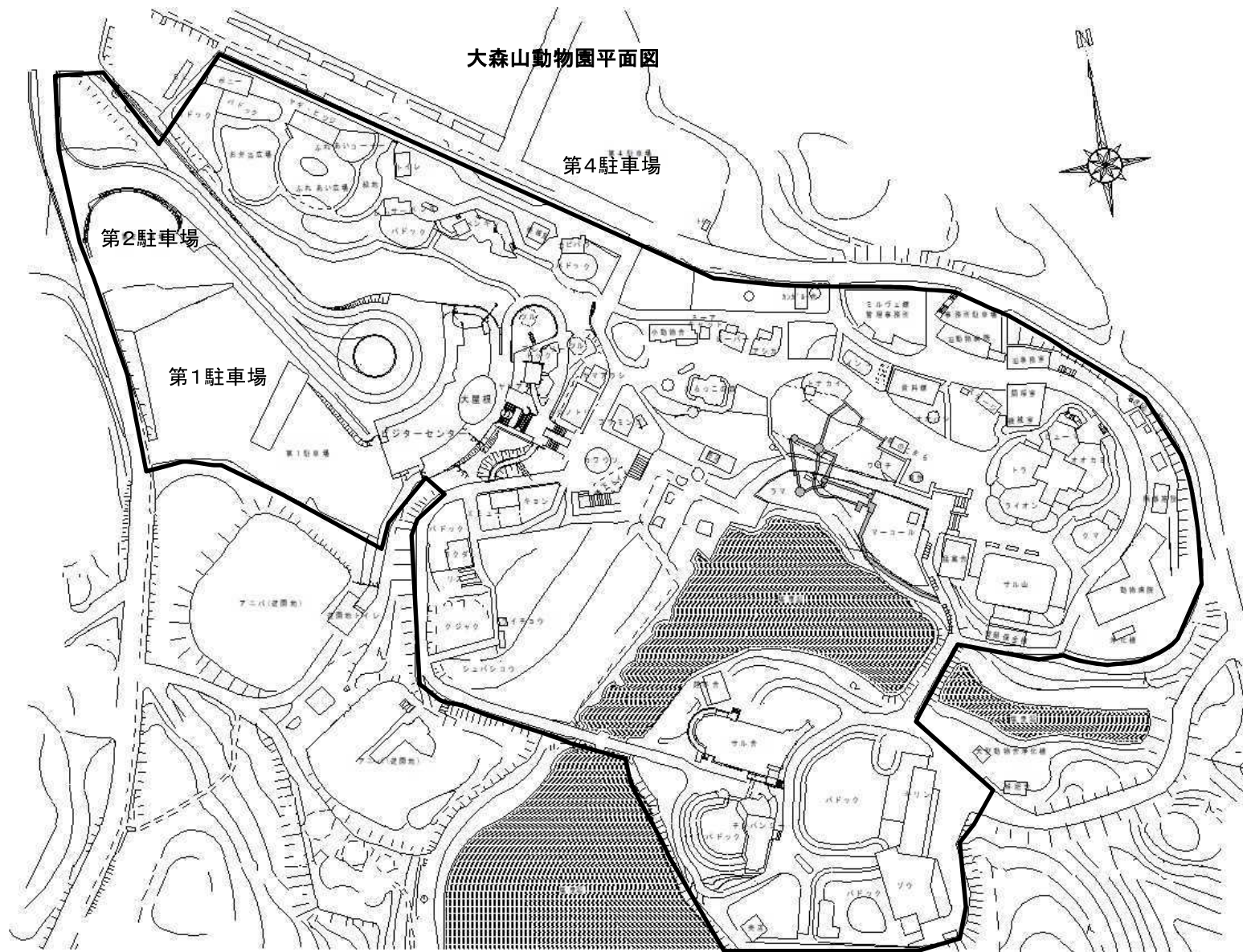
R4	4/1～11/30、3/18～3/31 毎日清掃箇所	258 日 *	2 人 =	516 人
	月・水・金清掃箇所	111 日 *	2 人 =	222 人
	土・日・祝祭日清掃箇所	86 日 *	1 人 =	86 人
	12/1～3/17 1/7～2/26の土・日・祝清掃箇所	18 日 *	2 人 =	36 人
	月・水・金清掃箇所	46 日 *	1 人 =	46 人
	開園前清掃箇所	2 日 *	3 人 =	6 人
	定期清掃	2 日 *	5 人 =	10 人
	剥離清掃(ミルヴェ館)	1 日 *	5 人 =	5 人
	延べ従事者数			927 人

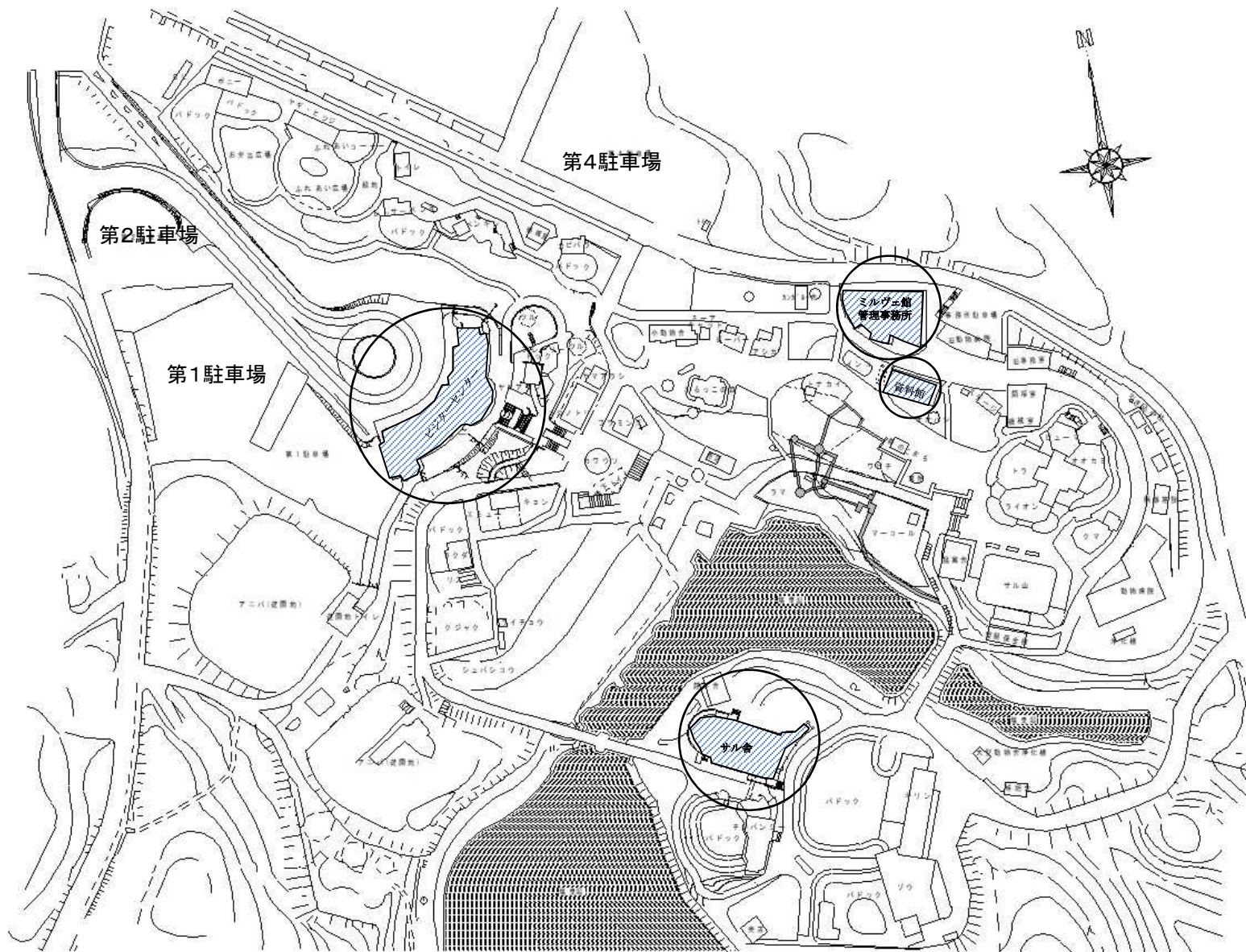
R5	4/1～11/30、3/16～3/31 毎日清掃箇所	260 日 *	2 人 =	520 人
	月・水・金清掃箇所	110 日 *	2 人 =	220 人
	土・日・祝祭日清掃箇所	86 日 *	1 人 =	86 人
	12/1～3/15 1/6～2/25の土・日・祝清掃箇所	19 日 *	2 人 =	38 人
	月・水・金清掃箇所	46 日 *	1 人 =	46 人
	開園前清掃箇所	2 日 *	3 人 =	6 人
	定期清掃	2 日 *	5 人 =	10 人
	剥離清掃(ビクターセンター)	3 日 *	5 人 =	15 人
		延べ従事者数		941 人
	<hr/>			
	総計		2,792 人	

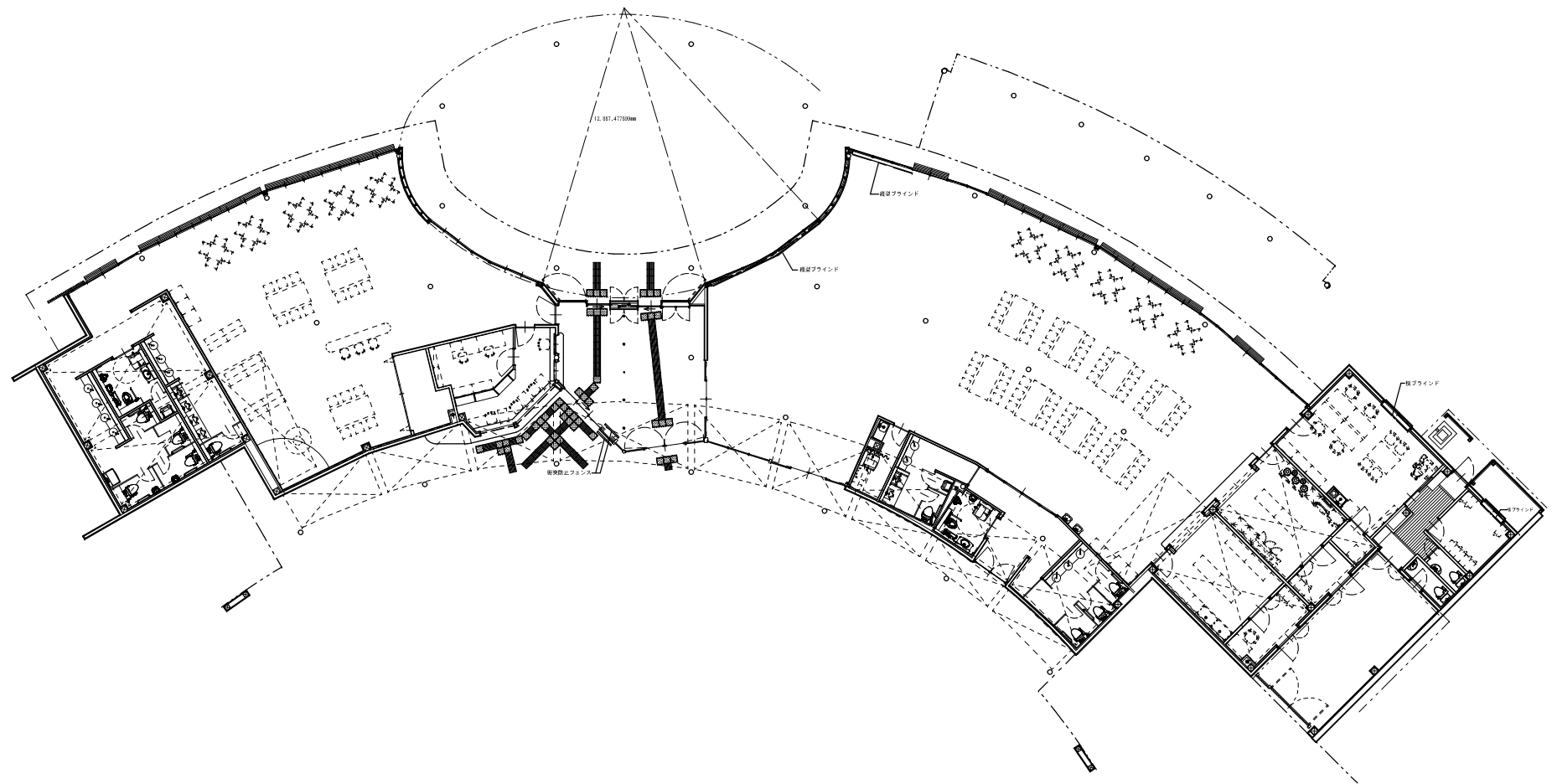
清掃作業基準表(大森山動物園)

屋	部	内	分	外	分	日 常 作 業										定期清掃		剥離清掃									
						床掃き、拭き	ブラシ清掃	扉、ガラスドアの清掃	衛生陶器類の清掃	洗面台、鏡等清掃	紙くず、汚物等処理	掃除機	ペーパー、手洗い石鹸の補充	ゴミ、木くず等拾い	拭き掃除	灰皿清掃	浴室清掃	床面洗浄・ワックス塗布仕上	ガラス洗浄	床面							
		面積(m ²)	床 材																								
屋	部	内	分	外	分	ビジターセンター	休憩所等	335	塩ビ	1	適	1	1	1	適	1					2/年	2/年	R5				
						ビジターセンター	エントランス	39	リノリウム	1	適	1			適								2/年	2/年			
						ビジターセンター	トイレ、多目的、授乳室	84	塩ビ	1	適	1	1	1	適		適							2/年	2/年	R5	
						ビジターセンター	発券所、控室	20	塩ビ	2	適	2			適									2/年	2/年	R5	
屋	部	内	分	外	分	資料館	トイレ	15	タイル	1	1	1	1	1	適		適						2/年				
						資料館	休憩スペース	80	カーペット						適	1									2/年		
						資料館	廊下、出入口	48	コンクリート	1	適	1		1	適											2/年	
						屋	部	内	分	外	分	ミルヴェ館	研修室、ホール、廊下	144	塩ビ	1	適	1			適	1					2/年
ミルヴェ館	2階トイレ、多目的、授乳室	29	塩ビ	1	適							1	1	1	適		適						2/年	2/年	R4		
ミルヴェ館	2階ホール風除室	15	磁器タイル	1	1							1			適											2/年	
ミルヴェ館	事務室、会議室、湯沸室	225	塩ビ	2	適							2			適									2/年	2/年	R3	
ミルヴェ館	下足室、職員用風除室	17	磁器タイル	2	2							2	2	2	適		2									2/年	
ミルヴェ館	1階守衛室、更衣室、廊下、洗濯室、階段、トイレ	88	塩ビ	2	適							2	2	2	適		2							2/年	2/年	R3	
ミルヴェ館	シャワー室	11	磁器タイル											2	適							2				2/年	
屋	部	内	分	外	分	サル舎	エントランス、廊下	139	防滑長尺塩ビ	1	適	1	1	1	適	1					2/年	2/年					
						サル舎	休憩スペース	67	木厚板	1	適				適	1								2/年			
						サル舎	トイレ、多目的、授乳室	36	塩ビ	1	適	1	1	1	適		適							2/年	2/年		
						サル舎	階段、ベントハウス	25	コンクリート	1	適	1			適										2/年	2/年	
屋	部	内	分	外	分	チンパンジー休憩室		61	コンクリート	1		1			適												
						観客用トイレ		125	コンクリート	1	1	1	1	1	適		適										
						休憩所建物部分(旧売店)		20	コンクリート	1		1			適										2/年		
						動物健康管理センター		-					2※1													2/年※1	
屋	部	外	分	分	分	ビジターバックヤード																					
						ビジター展望デッキ																					
						ビジター庇、大屋根下																					
						観覧通路																					
屋	部	外	分	分	分	手すり、ベンチ																					
						園内広場																					
						大型遊具(アソヴェの森)																					
						各獣舎展示ガラス																					
屋	部	外	分	分	分	第1・第2駐車場、ロータリー																					
						休憩所、四阿																					

* 凡 例 1: 通常開園期間および冬期開園期間土日祝日清掃箇所 2: 月水金清掃箇所 適: 毎日巡回点検した上で適宜実施 2/年: 年2回実施
 ※1動物健康管理センターのガラス清掃・洗浄については、外部のみを対象とする。
 ※2屋外部分に関して、積雪時は適宜実施とする。 11 / 24
 ※3エレベーター内は水拭き不可とする(空拭きのみ)。





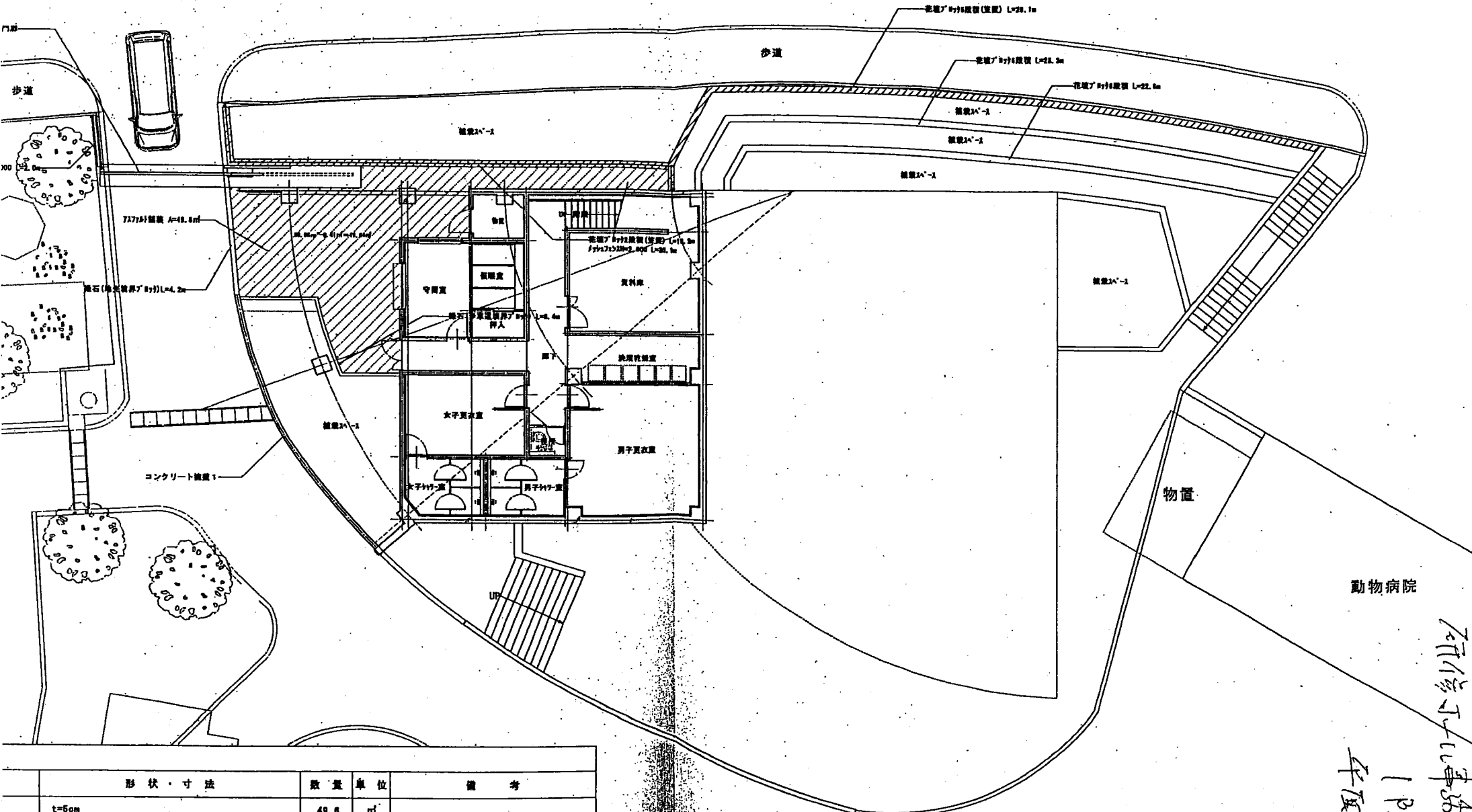


デジタルセンター平面図

株式会社 都市計画研究所
 1級建築士事務所 都知事登録 第20769号
 管理建築士 河内 浩
 1級建築士大臣登録 第210483号

工 事 名	大森山自然動物公園 大森デジタルセンター（仮称）建設工事		
図 面 名	1階平面図		
縮 尺	1:200 (1:100)	図面番号	A / 09
株式会社 都市計画研究所			

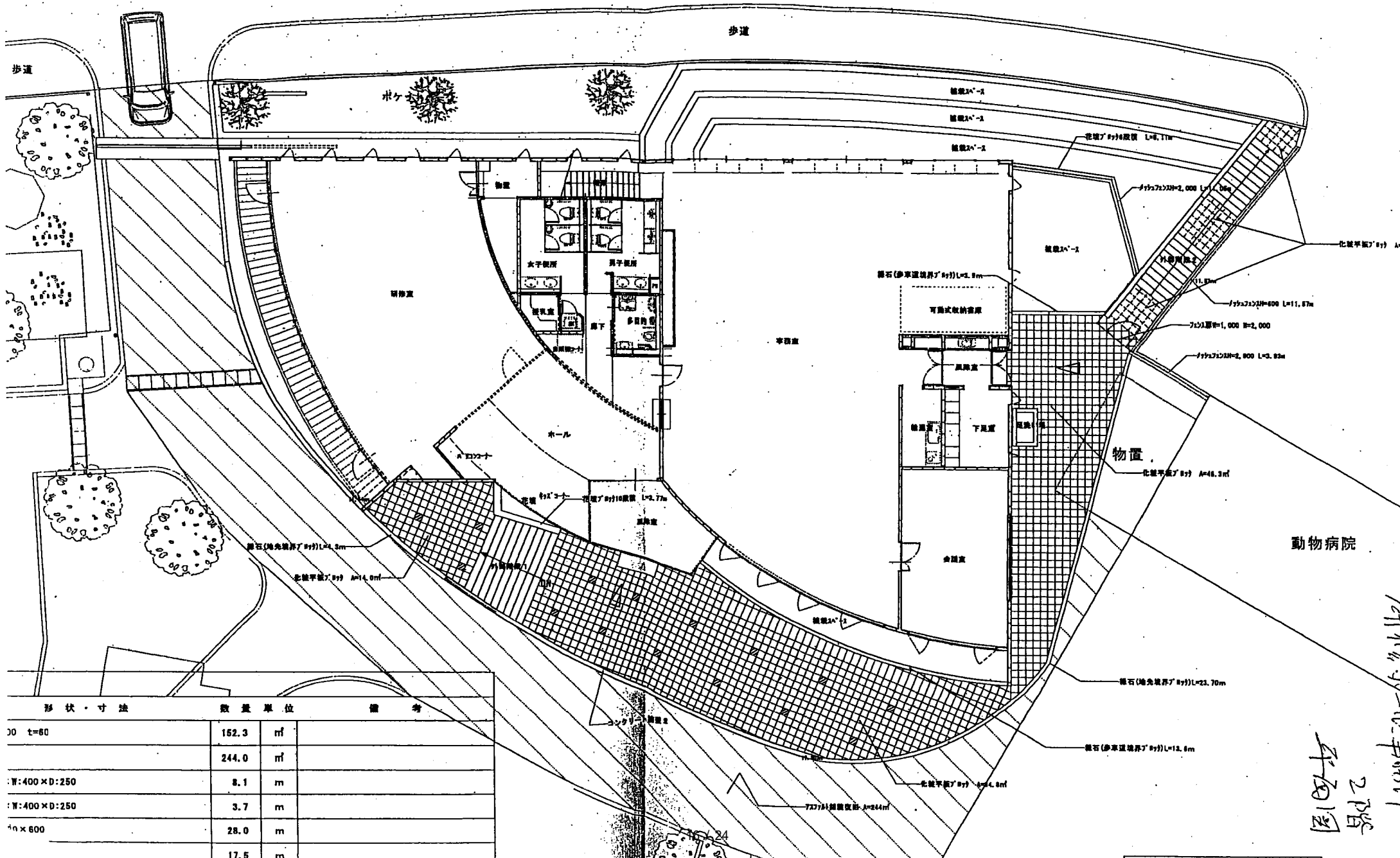
秋田市道



	形状・寸法	数量	単位	備考
	t=5cm	49.6	m ²	
■)	H:190×W:400×D:250	47.0	m	
□置付)	H:190×W:400×D:250	28.1	m	

石橋町4丁目
 1階
 平面図

秋田市道



形状・寸法	数量	単位	備考
30 t=60	152.3	m ²	
	244.0	m ²	
W:400×D:250	8.1	m	
W:400×D:250	3.7	m	
φ10×600	28.0	m	
	17.5	m	

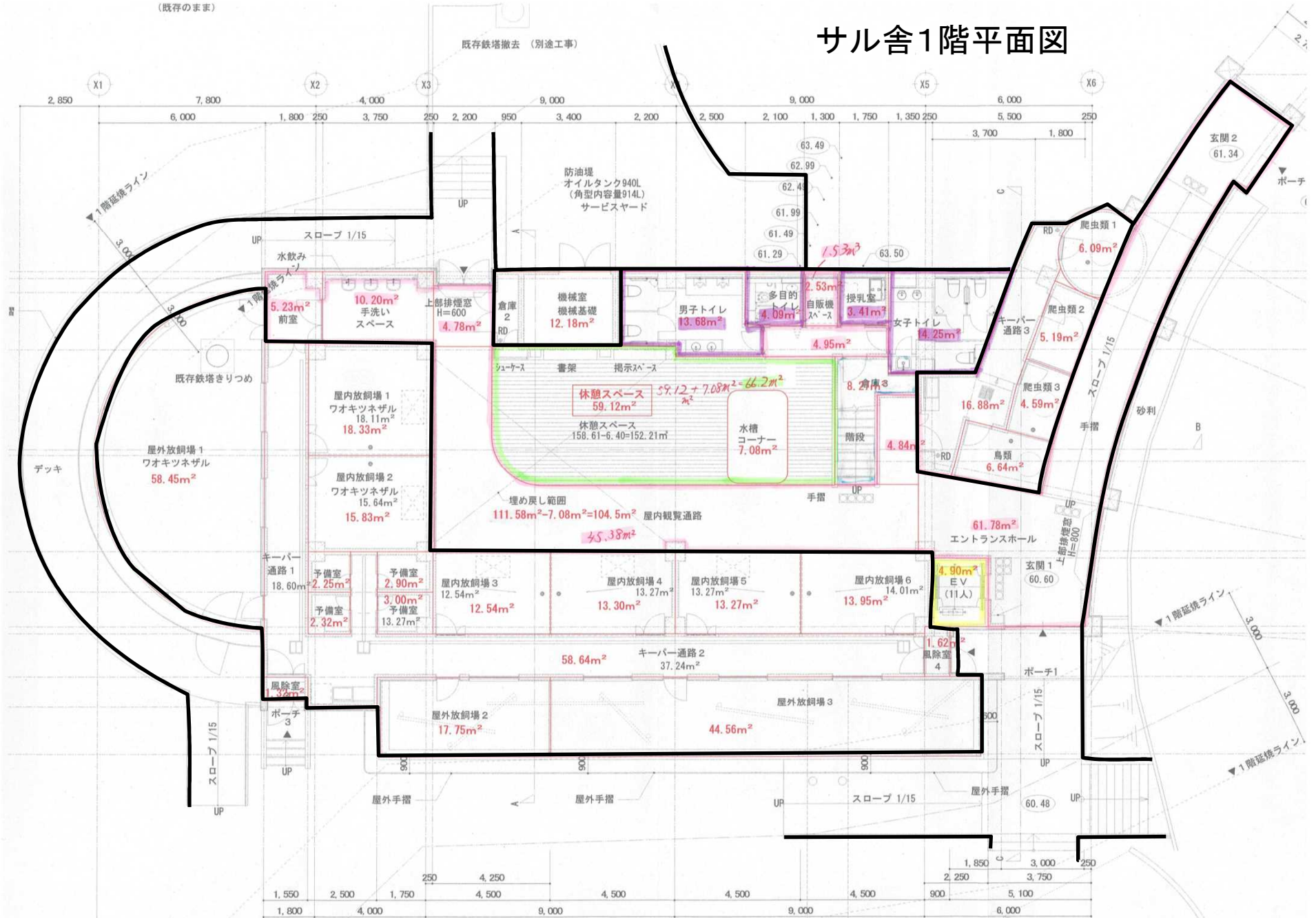
動物病院

研究棟 1階平面図
2階

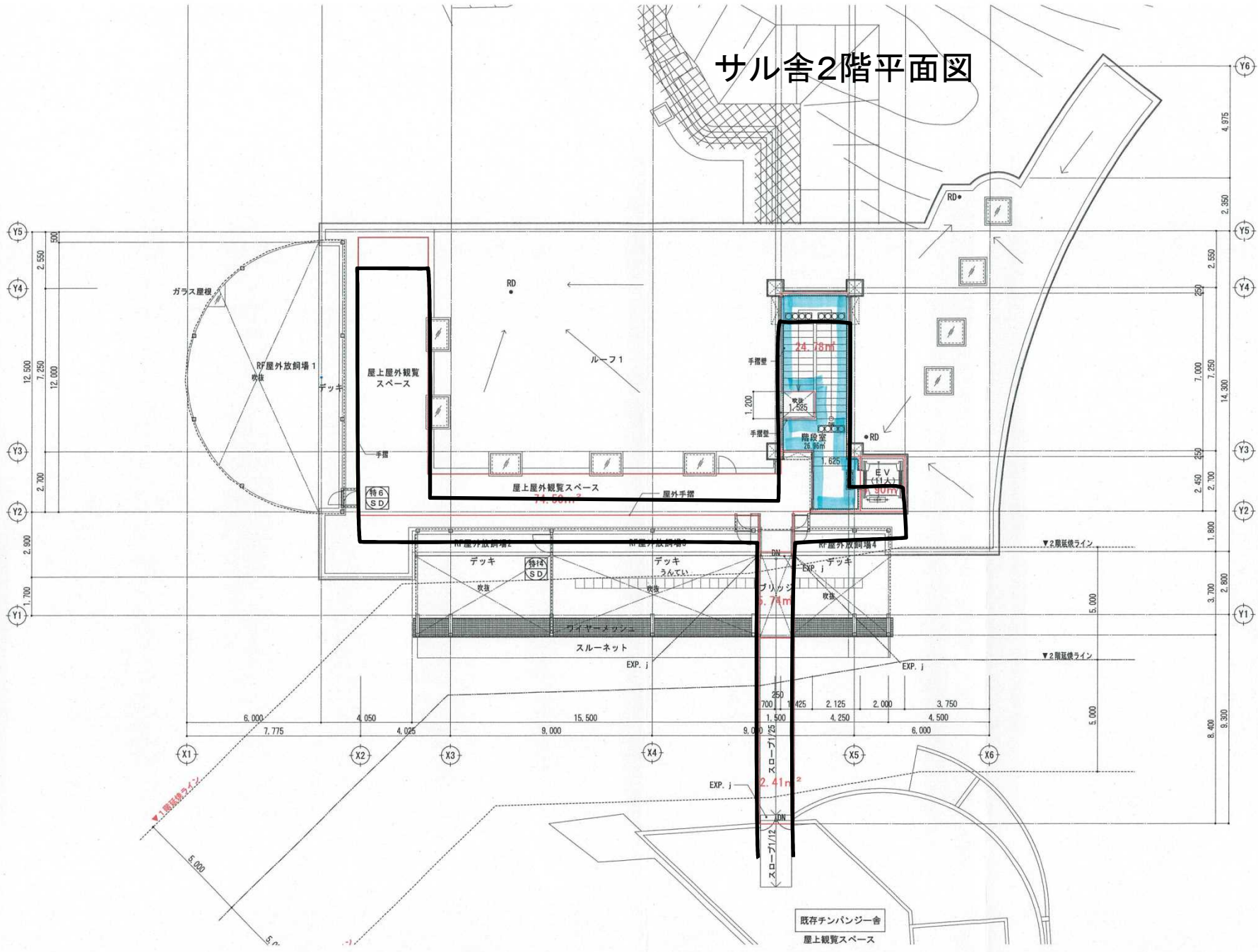
(既存のまま)

既存鉄塔撤去 (別途工事)

サル舎1階平面図



サル舎2階平面図



業務委託設計書

区 分	動	事		副		主		担		設計担当者 大森山動物園総務・施設担当 TEL (828-5508)	
委 託 番 号	第 2 号	務		参		席		当			
		長		事		査					
年 度	令和 2 年 度						作成年月日	令和 2年 12月 23日			
委 託 名	大森山動物園園内清掃業務委託						業務委託概要				
							園内清掃業務				
施 工 位 置	秋田市浜田字渦端154番地地内						別紙仕様書のとおり				
							年度別内訳				
設 計 金 額	—						3年度 円				
							4年度 円				
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)						5年度 円				
							計 円				
委 託 期 日	令和3年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで										

業 務 委 託 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
委 託 料	業務委託							
		園内清掃業務						
			令和3年度	1.0	式			
			令和4年度	1.0	式			
			令和5年度	1.0	式			
			小 計					
			一 般 管 理 費					3年度 円、4年度 円、5年度 円
			計					
		消費税相当額		1.0	式			計*10% 3年度 円、4年度 円、5年度 円
合 計		合 計						

明細書

名	称種	別数	量	単	位	単価(円)	金額(円)	摘	要
令和3年度									
通常開園期間	毎日清掃箇所								
	従事者A	257.0		人				257日×1人	
	従事者B	257.0		人				257日×1人	
	月水金清掃箇所								
	従事者B	218.0		人				109日×2人	
	土日祝清掃箇所								
	従事者B	86.0		人				86日×1人	
	小計	818.0							
その他期間									
	冬期開園期間の土日祝								
	従事者A	19.0		人				19日×1人	
	従事者B	19.0		人				19日×1人	
	月水金清掃箇所								
	従事者A	47.0		人				47日×1人	
	小計	85.0							
開園前清掃箇所									
	従事者A	2.0		人				2回×1人	
	従事者B	4.0		人				2回×2人	
	小計	6.0							
定期清掃									
	従事者A	2.0		人				2回×1人	
	従事者B	8.0		人				2回×4人	
	小計	10.0		人					
剥離清掃(ミルヴェ館)									
	従事者A	1.0		人				1回×1人	
	従事者B	4.0		人				1回×4人	
	小計	5.0		人					
小計		924.0							

名	称種	別数	量	単	位	単価(円)	金額(円)	摘	要
令和4年度									
通常開園期間	毎日清掃箇所								
	従事者A	258.0			人			258日×1人	
	従事者B	258.0			人			258日×1人	
	月水金清掃箇所								
	従事者B	222.0			人			111日×2人	
	土日祝清掃箇所								
	従事者B	86.0			人			86日×1人	
	小計	824.0							
その他期間									
	冬期開園期間の土日祝								
	従事者A	18.0			人			18日×1人	
	従事者B	18.0			人			18日×1人	
	月水金清掃箇所								
	従事者A	46.0			人			46日×1人	
	小計	82.0							
開園前清掃箇所									
	従事者A	2.0			人			2回×1人	
	従事者B	4.0			人			2回×2人	
	小計	6.0							
定期清掃									
	従事者A	2.0			人			2回×1人	
	従事者B	8.0			人			2回×4人	
	小計	10.0			人				
剥離清掃(ミルヴェ館)									
	従事者A	1.0			人			1回×1人	
	従事者B	4.0			人			1回×4人	
	小計	5.0			人				
小計		927.0							

名	称種	別数	量	単	位	単価(円)	金額(円)	摘	要
令和5年度									
通常開園期間	毎日清掃箇所								
	従事者A	260.0		人				260日×1人	
	従事者B	260.0		人				260日×1人	
	月水金清掃箇所								
	従事者B	220.0		人				110日×2人	
	土日祝清掃箇所								
	従事者B	86.0		人				86日×1人	
	小計	826.0							
その他期間									
	冬期開園期間の土日祝								
	従事者A	19.0		人				19日×1人	
	従事者B	19.0		人				19日×1人	
	月水金清掃箇所								
	従事者A	46.0		人				46日×1人	
	小計	84.0							
開園前清掃箇所									
	従事者A	2.0		人				2回×1人	
	従事者B	4.0		人				2回×2人	
	小計	6.0							
定期清掃									
	従事者A	2.0		人				2回×1人	
	従事者B	8.0		人				2回×4人	
	小計	10.0		人					
剥離清掃(ビジターセンター)									
	従事者A	3.0		人				3回×1人	
	従事者B	12.0		人				3回×4人	
	小計	15.0		人					
小計		941.0							

単価表

名	称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
従事者A			1.0	人			令和2年度労務単価(7H/8H) ※実務経験3年以上
従事者B			1.0	人			令和2年度労務単価(7H/8H) ※実務経験3年未満程度
小	計						